パブリックコメント

「就業等人材確保住宅条例・施行規則の制定について」(素案)

【条例・規則制定の趣旨】

市内の企業・事業所が市外から従業員を雇用する際に住宅確保に苦慮していることから、市が賃貸住宅を一定期間提供することによって、市内の企業・事業所に就業する人材の確保を支援し、市内経済の復興を図ることを目的に、市内の企業・事業所等が従業員等を入居させることができる賃貸住宅「就業等人材確保住宅」を設置するための条例と施行規則を制定します。この素案に対するご意見等をお寄せください。

【意見等の提出方法】

意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記の上、窓口へ持参、郵便、ファクス、電子メールなどで提出してください（法人又は団体の場合は、名称、所在地、代表者を明記してください）。

【意見等の提出期間】

平成２９年１月４日（水曜日）～１月３１日（火曜日）

【案の公表場所（閉庁日、休館日を除く）】

　建築住宅課、市民情報交流センター、小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課、

各生涯学習センター、市ホームページ

【担当課】

建設部　建築住宅課　住宅支援係

〒975-8686　南相馬市原町区本町二丁目27番地

　電　話：0244-24-5253

ＦＡＸ：0244-24-6151

電子メール：kenchikujutaku@city.minamisoma.lg.jp